

令和7年10月31日

熊本県信用組合

「未利用口座管理手数料」の新設および預金規定の改定のお知らせ

平素より熊本県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では長期間ご利用されていない預金口座が、不正や犯罪に利用される被害を未然に防止するために、下記のとおり「未利用口座管理手数料（以下、「本手数料」といいます）」を新設します。

なお、本手数料は2年以上ご利用されていない普通預金口座（総合口座含む）および貯蓄預金口座を対象とするものであり、日頃より入出金や口座振替などのお取引をいただいているお客さまの口座が対象となることはございません。

当組合では、今後もお客さまの安心安全のために、更なるサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

取扱開始日	令和7年11月4日（火） ※初回の本手数料引落は令和8年度となる予定です。
対 象 口 座	普通預金口座（総合口座含む）および貯蓄預金口座 ※令和7年11月3日以前に開設された口座を含みます。
対 象 条 件	最後のお預け入れまたは払戻し（当該口座のお利息の元本組入れおよび本件手数料の引き落としを除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのない口座が対象となります。
対象外となる条件	① 当該口座の残高が10,000円以上である場合 ② 同一のお客さま番号で定期性預金がある場合 ③ 同一のお客さま番号で貸出取引（当座貸越含む）がある場合 ④ 同一のお客さま番号で出資金がある場合
手数料金額	年間1,200円＋消費税 令和7年11月現在 1,320円（税込）
未利用口座に対するお取扱い	・お客さまの口座が未利用口座の対象となった場合、お届け住所宛に「未利用口座管理手数料引落のお知らせ（兼 解約通知書）」を郵送いたします。 ※「未利用口座管理手数料引落のお知らせ（兼 解約通知書）」が転居等により延着または到着しなかった場合でも、通常到達したものとさせていただきます。 ・「未利用口座管理手数料引落のお知らせ（兼 解約通知書）」発送後、令和8年6月30日までにご利用またはご解約がない場合に当該口座より本手数料を引き落としいたします。

	※いったん引き落としとなり、お支払いいただいた本手数料については、ご返却いたしません。
自動解約	<p>① 預金口座残高が本手数料金額未満の場合は、預金口座残高を本手数料の一部として引き落とし、当該口座を自動的に解約させていただきます。</p> <p>② 解約いたしました口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。</p>

なお、未利用口座管理手数料の新設に伴いまして、下記の通り預金規程を改定しておりますので併せてご案内申し上げます。

改定日	令和7年11月4日（火）
対象規定	<p>① 普通預金規定</p> <p>② 無利息普通預金規定</p> <p>③ 総合口座取引規定</p> <p>④ 貯蓄預金規定</p>
改正内容	「未利用口座管理手数料」条項の新設
<p>(未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 当組合が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料以外の払戻しが無い場合には、この預金を未利用口座とし（ただし、別途定める要件に該当する場合を除きます。）、当組合が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>(2) 当組合は未利用口座管理手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当組合所定の方法により引き落とします。</p> <p>(3) この預金口座が未利用口座となった場合、お届けの住所宛に書面にて案内をいたします。なお、この案内が延着または到着しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(4) 前項の案内により一定期間を経過しても預入れ・払戻しが無い場合、当組合が定める任意の日に、未利用口座管理手数料を引き落とします。当該口座がその後も未利用口座である場合は、翌年以降も同様に未利用口座管理手数料をご負担いただきます。</p> <p>(5) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当組合は預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約します。</p> <p>(6) 一旦引き落としとなった未利用口座管理手数料については、いかなる理由があっても返却しません。</p> <p>(7) 解約された口座の再利用はできません。</p>	

以上